

茨城県地域公共交通計画に係る地域間幹線系統の新規位置付けの考え方について

新たに地域間幹線系統に位置付けを行う際の考え方を以下のとおりとする。

■新たに地域間幹線系統に位置付けを行う際の考え方

地域間幹線系統の要件を満たした上で、以下の①～⑦の要件を全て満たす場合に限る。

- ① 駅、役場及び病院などの生活基盤の拠点を2つ以上経由する広域的に結ぶ幹線系統であること
- ② 事業者が経営努力（DXによる業務効率化等）を行い、一定以上の赤字を圧縮できる見込みがあること
- ③ 系統上の全ての沿線市町村が、茨城県バス運行対策費補助金交付要項における平均乗車密度に基づく市町村負担額及び収支率に基づく支出額を支出する方針を示すこと
- ④ ③に加えて市町村が、地域間幹線系統補助の県（平均乗車密度が5人未満の系統の場合に、市町村が負担する金額を除く）の負担額を上回る補助を一定期間以上行うこと
- ⑤ 市町村から地域公共交通計画への地域間幹線系統の位置付けに係る要望書の提出があること
- ⑥ 事業者が地域間幹線系統補助及び④の補助を受けて、一定程度、運行継続する方針を示していること
- ⑦ 見直しの必要性の高い系統※に合致しないこと

※平均乗車密度が5人未満かつ、収支率が55%未満の系統